

県議会議員（伊予三島市選挙区）の欠員に伴う選挙経費の専決処分について

1 選挙事由

伊予三島市選挙区（定数 1名） 欠員1名
〔欠員通知受理日〕 平成16年2月20日

2 選挙執行予定日

平成16年3月21日（日）
（欠員通知を受けた日から50日以内、2月20日欠員通知受理、執行期限4月10日）

3 告示日

平成16年3月12日（金） （選挙期日前9日）

4 専決処分する根拠

地方自治法第179条第1項
（普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき）

5 専決処分の日

平成16年2月23日（月）

6 専決処分する経費

県議会議員選挙費 30,876千円 [県費] 〔前回補欠選挙9年7月喜多郡〕
(34,101千円)

7 経費の積算

- (1)国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定による算定方法で積算
(2)主な積算根拠

区 分	今 回		前 回(喜多郡：H9.7.13執行)
県議会議員 選挙費	立候補見込者数	7人	7人
	選挙人数	30,492人(H15.12.2現在選挙人名簿登録者)	26,401人(H8.10.7現在選挙人名簿登録者)
	投票所数	14箇所(H15.12.2現在選挙人名簿登録者)	41箇所(H8.10.20衆議院議員選挙時数)
	開票所数	1箇所(H15.12.2現在選挙人名簿登録者)	5箇所(H8.10.20衆議院議員選挙時数)
	ポスター掲示場	107箇所(H15.11.9衆議院議員選挙時数)	211箇所(H8.10.20衆議院議員選挙時数)
	積算単価	平成13年6月13日改定単価(ほぼ3年に1回改定)	平成7年4月1日改定単価(ほぼ3年に1回改定)